

## 難病患者等の通院治療に係る渡航費助成制度のご案内

島外医療施設への通院治療に係る渡航費の一部を助成して、経済的負担を軽減し、沖縄本島在住の方と同等の医療を受ける機会を提供することを目的としています。

●助成対象者は、竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に登録された者で、次のいずれかに該当する方となります。

①【生殖補助医療・一般不妊治療を受ける夫婦】

生殖補助医療及び一般不妊治療を受けるための通院に限ります。当該通院のための渡航費であるかの確認のため、医師の意見書が必要となります。

②【不育治療・検査を受ける夫婦】

保険適用となる不育治療・検査、及び先進医療に指定されている不育症検査を受けるための通院に限ります。当該通院のための渡航費であるかの確認のため、医師の意見書が必要となります。

③【妊産婦】

母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院・待機に限ります。沖縄本島の医療施設及びに36週以前の待機については、当該通院を要するとの医師の意見書が必要となります。

④【未熟児養育医療】

竹富町が給付する未熟児養育医療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書が必要となります。

⑤【がん患者】

がん治療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書が必要となります。

⑥【子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者】

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書が必要となります。

⑦【小児慢性特定疾病児童等】

児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書と、沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証が必要となります。

⑧【指定難病患者】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療施設への指定難病に係る治療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書と、沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証が必要となります。

⑨【特定疾患患者】

沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関への特定疾患に係る治療を受けるための通院に限ります。当該通院を要するとの医師の意見書と、沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証が必要となります。

⑩【上記の患者の付添人】

上記の離島患者等の医療施設への通院に同行し、支援する方に限ります。

なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者に限り、1名まで（患者等が18歳未満の場合は2名まで）を対象とします。

●助成金の額は次のとおりとし、領収書等の原本が必要となります。

1. 船舶を利用した場合、島発割引の往復運賃の全額を助成します。
2. 沖縄本島で治療が必要と認められた方は、離島割引航空運賃往復額の8割相当額を助成します。領収書とは別に、搭乗を証明する書類が必要となります。(搭乗券等)
3. 治療の都合により宿泊する必要がある場合、宿泊施設での宿泊に対し1泊7千円を限度として助成します。天候不良に伴う船便の欠航と、それに伴う宿泊の場合、欠航等を証明する書類が必要となります。
4. 付添人も付き添い対象患者と同じとなります。(付添の必要な理由については「症状説明のため」だけでは認められず、身体的・精神的支援を要する旨を記入)

●助成金の申請方法、添付書類は次のとおりとなります。

|   |   |
|---|---|
| <p>【生殖補助医療】 【一般不妊治療】<br/>【不育治療・検査】 【未熟児養育医療】<br/>【がん患者】<br/>【子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・竹富町離島難病患者等の渡航費等助成申請書</li><li>・義務履行確認書</li><li>・医師の意見書(年度毎に1枚必要)</li><li>・受診した医療機関の領収書(写し可)</li><li>・受診した医療機関の診療明細書(写し可)</li><li>・船賃、宿泊施設の領収書原本、航空運賃の申請をする場合は領収書原本と搭乗日が確認出来る書類(搭乗券・搭乗証明書等)</li><li>・通帳又はキャッシュカードの写し、印鑑</li><li>・委任状(代理申請の場合)</li></ul> | <p>【妊産婦健診】 【出産】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・竹富町妊産婦支援補助金交付申請書</li><li>・義務履行確認書</li><li>・医師の意見書(沖縄本島へ通院を要する場合)</li><li>・母子手帳(写し、受診日や検査記録、出産日等が確認できるページ)</li><li>・船賃、宿泊施設の領収書原本、航空運賃の申請をする場合は領収書原本と搭乗日が確認出来る書類(搭乗券・搭乗証明書等)</li><li>・通帳又はキャッシュカードの写し、印鑑</li><li>・委任状(代理申請の場合)</li></ul>  |
|   | <p>【小児慢性特定疾病児童等】<br/>【指定難病患者】 【特定疾患患者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・竹富町離島難病患者等の渡航費等助成申請書</li><li>・義務履行確認書</li><li>・医師の意見書(年度毎に1枚必要)</li><li>・沖縄県が交付した医療受給者証(写し)</li><li>・受診した医療機関の領収書(写し可)</li><li>・受診した医療機関の診療明細書(写し可)</li><li>・船賃、宿泊施設の領収書原本、航空運賃の申請をする場合は領収書原本と搭乗日が確認出来る書類(搭乗券・搭乗証明書等)</li><li>・通帳又はキャッシュカードの写し、印鑑</li><li>・委任状(代理申請の場合)</li></ul> |

※付添人の渡航費は対象者に含めて申請が可能で、領収書等は同等のものが必要となります。

※医療機関を受診した状況や、その他の条件等により、添付に必要な書類が追加される場合があります。予めご了承下さい。

【お問い合わせ先】 竹富町役場 健康づくり課 TEL0980-82-7519